

# 中世後期の松尾社祠官について

2020.06.13-14

於：神道史学会大会（web）報告  
野村朋弘（京都芸術大学）

## 1. 松尾大社とは

京都市西京区に鎮座する松尾大社は、賀茂別雷神社とともに平安京遷都以前からの歴史を有する。明治期の社家の世襲禁止によって社家とともに史料の一部は散逸するものの、現在に至るまで再収集がなされ、現在松尾大社には約 2,000 点の史料が所蔵されている。

松尾大社に関しては 90 年代に社領研究がなされたものの、文書群としての研究や祭祀に関するものは少ない。

東京大学史料編纂所の史料探訪は明治・大正・昭和に実施されているものの、神社における文書目録作成以前に探訪されたものもあり、未探訪の文書もある。現在、報告者は東京大学史料編纂所の共同研究「松尾大社所蔵史料の調査・研究」（2019 年度・2020 年度）の代表研究員として史料調査・分析を行っている。本報告ではその研究成果の一端をお示ししたい。

## 2. 松尾大社所蔵史料について

松尾大社が所蔵している史料群について調査や目録、編纂などの歴史は以下の通りである。

- 明治 21 年（1888）史料編纂所で影写本を作成（文書 3071.62-18（6 冊の内、4 冊）、  
松尾社祝東家文書（東相愛旧蔵）
- 大正 9 年（1920）影写本を作成（文書 3071.62-18（6 冊の内、2 冊））
- 大正 12 年（1923）宮司長尾基彦から小酒井儀三へ社史編纂の依頼
- 昭和 3 年（1928）宮司今沢昇のときに、『松尾神社誌稿』全 9 巻完成→内務省の差し止め
- 昭和 8 年（1929）史料編纂所、旧社家の東家文書を影写（3071.62-75（全 11 冊の内、4 冊））  
東房長所蔵文書を京大国史研究室に託して影写（3071.62-75（5～11 冊））  
東房長旧蔵記録を京大国史研究室に託して影写（記録 3012-26（6 冊））  
⇒現在の目録・刊本番号と異同あり。
- 昭和 9 年（1934）中村直勝が目録作成
- 昭和 11 年（1936）目録完成「松尾神社々蔵文書目録」（刊本 1 号～1246 号文書まで）
- 昭和 34 年（1956）旧社家・東家より文書 552 点寄贈
- 昭和 37 年（1959）棚橋信文・佐藤直市「松尾大社々蔵文書追加目録」（刊本 1247 号～1802 号）
- 昭和 42 年（1967）史料編纂所で史料探訪  
写真帳 東家文書 6171.62-96（1 冊）→刊本 1247 号～  
松尾神社文書 6171.62-97（8 冊）→刊本 1 号～1092 号  
⇒刊本 1031 号、1036～1041 号、1093～1246 号が無し
- 昭和 46 年（1971）宮司河田晴夫より梅田義彦へ史料集編纂依頼→『松尾大社史料集』
- 昭和 51 年（1976）『松尾大社史料集』文書篇 1 巻刊行  
→以降、文書篇 7 巻、典籍篇 3 巻、記録篇 4 巻が刊行中。

※松尾旧社家の文書の一部は、東京大学や京都大学、國學院大學、下郷共済会なども所蔵。

なお本報告では、『松尾大社史料集』にあるものは史料番号のみで表記し、その他未翻刻の影写本の東家文書は『影東』、写真帳の東家文書は『写東』として表記する。

## 3. 松尾大社所蔵史料の現状

現在の松尾大社所蔵史料は、中村らが作成した文書目録の順に沿って番号が付けられている。前半は成巻されており、後半は裏打ちのみである。

1 号 外題無し

2～11 号・12～20 号・21～30 号→表装同一 外題無し

31～40 号 外題無し

- 41～51号 外題無し  
 52～61号 外題無し  
 62～72号 外題無し  
 73～82号 外題無し  
 83～87号 題簽「五十四号・五十六号・五十七号・五十八号・六十号」  
 88号 題簽「六十六号 □禄年中 <前田安芸守・小出淡路守>  
 □尾御神領御改状」  
 89～97号 題簽「天正寛喜貞和年間古文 第壹号」  
 98～103号 題簽「先祖代々讓状七通 <自証阿至相胤> 第貳号」  
 104～117号 題簽「御教書□□御奉書 第参号」  
 118～122号 題簽「公方管領御奉書 第四号」  
 123～128号 題簽「公方家管領御奉書 第五号」  
 129～138号 題簽「公方家管領御奉書 第六号」  
 139～143号 題簽「松永庄代官状等 五通 第八号」  
 144～147号 題簽「御遷宮次第祝言上等 第九号」  
 148～155号 外題「大永至天文之頃書記類折紙等 東家蔵書 第拾号」  
 156～158号 外題「天文天正年中社中連判状 東家 第拾壹号」  
 159～169号 外題「天正元和寛永之頃書記 東家 第拾貳号」  
 170～183号 外題「從永正至天和頃書記類繼合卷 東家 第拾参号」  
 184～188号 題簽「氏神之神事正頭 第拾四号」  
 189～201号 外題「元和年中書記繼合 東家 第拾五号」  
 202～214号 題簽「古折紙類 元和之頃 数通 東家 第拾六号」  
 215～224号 題簽「寛永慶安年中本願 東家 第拾七号」

裏打ちのみのものは、河田宮司期（昭和34年頃）に行われた。

卷子の成巻経緯は、今日の松尾大社の神職に伝わっていない。

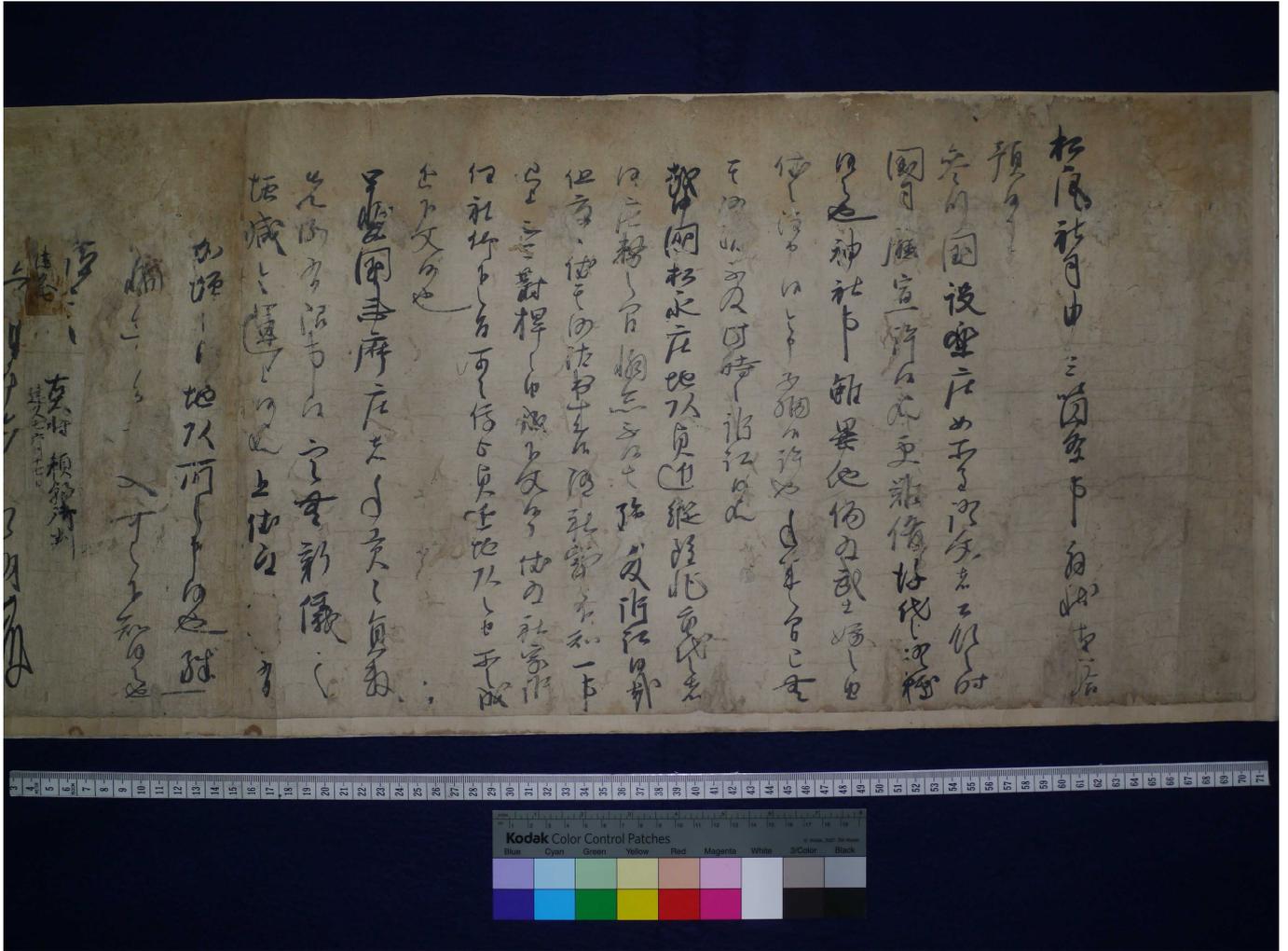
但し、内容を確認していくと以下のような点に分かる。

【史料1】92号文書「関東御教書」→丹波国桑田庄下司職について

【史料2】6号文書「六波羅施行状」→92号を受けて、六波羅探題で発給された施行状  
 ⇒89～97号の成巻の方が古く、2～11号などは後の成巻と考えられる。

<p>【史料一】            九二号「関東御教書」（『鎌遺』四一一六）            「関東御教書」            松尾社領丹波国桑田庄下司職事、僧禎玄訴状（副具書）如此、子細見状、所詮可為社家進止也、以此趣、可令下知神主給之状、依鎌倉殿仰、執達如件、寛喜三年三月廿一日            武蔵守 相模守            駿河守殿 掃部助殿</p>	<p>【史料二】            六号「六波羅下知状」（『鎌遺』四一三二）            当社領丹波国桑田庄下司職事、去三月廿一日関東御教書（副僧禎玄訴状写）如此候、所詮可為社家進止云々、早可令存知旨給候哉、仍執達如件、            寛喜三年四月廿六日            掃部助（花押）            駿河守（花押）            松尾神主殿</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

また【史料3】3号の「源頼朝書状」(『鎌遺』849)は、料紙の電子顕微鏡調査を行ったところ、上部に間剥ぎの痕跡がみられる。本来は別に成巻されていたものが、後世、改めて今日の姿に成巻された可能性が高い。



【史料三】3号 「源頼朝書状」

3号の源頼朝書状については貼紙で建久七年(1196)とあるものの筆蹟から右筆の平盛時が書いたもので、文治二年(1186)であろうと林譲氏より教示を得た。

また成巻の形態からも、以下の卷子が史料群の中で、古い状態であることが分かった。

- 89～97号 題簽「天正寛喜貞和年間古文 第壹号」
- 98～103号 題簽「先祖代々讓状七通 <自証阿至相胤> 第貳号」
- 104～117号 題簽「御教書□□御奉書 第参号」
- 118～122号 題簽「公方管領御奉書 第四号」
- 123～128号 題簽「公方家管領御奉書 第五号」

89号「豊臣秀吉朱印状」、90号「織田信長朱印状」、91号「織田信孝御教書」は、松尾社領933石を安堵するものであり、近世期も同様に維持されている。

⇒近世段階にこれらの卷子は成巻されたといえよう。

そして「先祖代々讓状七通 <自証阿至相胤> 第貳号」には、建久八年(1197)から文正元年(1466)までの讓状が収められている⇒近世に於ける讓状の重書であろう。

→こうした料紙及び形態の調査・分析によって、年欠文書の時代特定その他、神社伝来のものか、社家の別相伝だったものかなどを分析することが可能になる。

1号から88号までの卷子。



89号から147号までの卷子



#### 4.松尾社の所領

こうした豊富で質の高い史料群を有する松尾大社だが、研究は意外に少ない。

通史の概説書・一般書がある他は、松尾社が領有していた個別荘園の研究、松尾祭といった祭礼研究、白川伯家との関係、また室町幕府の将軍御師職について、また年中行事の研究といった個別研究があるものの、神事を支えた社領関係についての研究は、山中隆生のもの他、近年報告者が発表しているのみである。

松尾社の主要な荘園は次の通りである。

- 山城国：菱川荘
- 丹波国：桑田荘、雀部荘
- 三河国：設楽荘
- 遠江国：池田荘
- 越中国：松永荘
- 摂津国：山本荘
- 伯耆国：東郷荘

これらの荘園は中世に至り退転を繰り返し、戦国期には雀部荘、桑田荘、松永荘、東郷荘などが神事を行うための所領として存続した。

遠隔地の荘園の他は、松尾社の境内地及び近隣地が神事を支える重要な所領となる。

#### 5.松尾社の近隣所領 —仁倉林について—

嘉暦3年（1328）、松尾社の前神主であった東相憲が譲状を作成した。【史料4】『写東』譲状を執筆した東相憲は、乾元二年（1303）以降に神主となった人物である。

当時、社家は東家と大南家とで分裂し社務職や別相伝の所領を争っていた。（1577号など）

「所領田藪等」にある「雀部荘」と「桑田荘」以外は、松尾大社近隣、葛野郡山田郷を中心とする所領である。

これらの所領は祠官の別相伝ではあったものの、神事を行うための費用をまかなっていた。

永正八年（1512）に記された「年中日供料所」には、各月の担当料所が記されているが、池田荘役は「近年不知行」、松永荘役も「是も近年不知行」などとある。東郷荘、雀部荘などの他は「社務役」とされ、社務、つまり神主が別相伝している所領によって日供料が賄われていた。

さて、【史料4】に話を戻そう。ここで注目したいのが山林（仁倉林）である。

仁倉林が史料上に登場するのが弘安八年（1285）の「龜山上皇院宣」である（62号）。奉者は治部少輔の勘解由小路兼仲であり、仁倉林の百姓等について「不隨処勘者」は追却するように命じている。

続いて徳治三年（1308）九月十二日には後宇多上皇の院宣が白川伯家に出されている（『影東』）。百姓等に社役を勤仕するよう厳密の沙汰を行うように相憲に命じているものだ。

更に後醍醐天皇の時代には、平成輔が奉者となって綸旨が下されている（60号。年欠文書ながら、花押から平成輔が奉者であることが判明する。成輔が治部卿であったのは嘉暦2年（1327）から元徳元年（1329）にあたるので、後醍醐天皇親政期にあたる）。

折しも、松尾社は元徳三年（1331）に遷宮を行っており、それらの用途調達を葛野郡や近隣の所領に課していたと推定される。

しかし、文和四年（1355）には、相憲の曾孫にあたる相季が、再興された西芳寺に仁倉林の字西在家を寄進しており（影東）、以降松尾社祠官と西芳寺は、仁倉林の領有を争うこととなった（1293号、1294号など）。永正年間（1504-1521）を最後に仁倉林の記述は、松尾大社の文書からは見えなくなる。

【史料四】「東相憲譲状」（『鎌遺』補二〇八三）

譲渡 所領田藪等事  
 丹波国雀部荘 同国桑田  
 大南屋敷并田藪 井戸  
 萬石 河原田 山林（仁倉林）  
 新家地

右、件地、代々別相伝無相違、而副次第請文、譲与所也、但雀部荘内石原林者、又一丸（相衡舎弟）又一丸成人之後、可宛行候、相構ゝたかひに足而如此也、

又新屋にも又一丸をおくへし、仍譲状如件、

嘉暦三年十月七日 松尾前神主相憲（花押）

翻って、【史料4】の内にある「河原田」をみてみよう。

河原田は葛野郡の桂川に近い地域と推定されるが、建久九年（1198）四月二十三日付けの「松尾前神主相頼田地譲状」（『影東』）では「相頼法師開發私領田也」とあり、以来、東家が相伝してきた。また元応元年（1319）九月十九日に発給された「検非違使序下文」（『影東』、『鎌遺』27245号）では松尾神主相憲に対して領有が認められている。以降、河原田は東家の重要な別相伝の地として相談されていく。

改めて98～103号の「先祖代々譲状七通〈自証阿至相胤〉」を覧てみてみると、雀部荘、桑田荘、河原田、井戸、萬石、東郷荘、松永荘のみであり、所領が退転していく中で、鎌倉時代に別相伝として領有された仁倉林は、中世後期に実質的な支配を失い社領の列から消えていく。

報告者は明応・永正期に神主を勤めた東郷に注目し考察を行ったことがある。相郷は退転していく所領を「前司負累不可懸後任輩」という法理を用いて回復していく。応仁の乱以降、松尾祭も「付社家」される中で、神事をどのように維持するか、所領の維持と回復は、社務職にとって喫緊の課題であったことだろう。但し残念ながら仁倉林を松尾社は回復することが出来なかった。

その後、近世になって社領と別相伝の由緒を示すため、「先祖代々譲状七通〈自証阿至相胤〉」が成巻されたものの、仁倉林をはじめとする既に退転した所領は重要視されることなく成巻されなかったのではないか。

## おわりに

以上、雑駁な報告となってしまったが、松尾大社が現在所蔵している史料群について有り様の一端が明らかになったと思う。

松尾社の社家には、秦氏の後裔である東家・南家があり、近世に至り多く分かれた。

しかし明治維新を経て、東家・南家は神職から去ることになり、伝来経路の詳細が不明なまま、多くの史料群が松尾大社に収められている。

伝来経路を知ることは、社領の有り方を明らかにすることにつながるだろう。

史料一点一点の文字情報から、伝来経路や社領の有り方を考察することは、歴史学における基本だが、今回報告者が関わっている共同研究のように分析考古学や料紙研究といった様々な視点を加味し考察することによって、より情報は得られるだろう。

今後も中世後期の社務を勤めた相郷や、織豊期の相光などに注目しつつ、複合的・学際的な手法によって、松尾社の研究を今後も深めていきたい。

## 参考文献

松尾大社史料集編修委員会『松尾大社史料集』史料篇一～七、記録篇一～四、典籍篇一～四、（吉川弘文館、1977年～）。

山中隆生「中世松尾社領に関する一考察 -社家の系譜と伝領のあり方をめぐって-」『年報中世史研究』6号（中世史研究会 1983年）。

松尾大社編『松尾大社』（学生社、2007年）

野村朋弘「中世後期の権門神社における特異性：松尾社領の伝領を中心に」（『京都造形芸術大学紀要』15号、2010年）

野村朋弘「中世後期松尾社の社家系譜復元に関する一試論」（『京都造形芸術大学紀要』17号、2012年）

丘眞奈美著、松尾大社監修『松尾大社 神秘と伝承』（淡交社、2020年）

※なお、本報告は以下の研究費による研究成果である。

東京大学史料編纂所 共同研究「松尾大社所蔵史料の調査・研究」（代表・野村朋弘）

東京大学史料編纂所 共同研究「前近代の和紙の構成物分析にもとづく古文書の起源地追跡」（代表・渋谷綾子）

科学研究費助成「『国際古文書料紙学』の確立」基盤研究(A)（代表・渋谷綾子）